

求職活動等に関するルール

「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」防止のため、当法人での面接に関するルールを次の通りといたします。

(禁止・基本方針)

- 1 当法人は、求職活動等において、当法人の労働者が求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行うことを一切認めません。
- 2 「求職活動等」とは、採用面接、就職説明会、インターンシップ、病院見学、実習等、求職者等の職業選択に資する活動をいいます。
- 3 「求職者等」とは、当法人の求人に応募した者、インターンシップ・実習参加者等をいいます。
- 4 「セクシュアルハラスメント」とは、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により、その求職活動等が阻害され、看過できない程度の支障が生じることをいいます。

性的な質問、身体への不必要な接触、性的関係の要求、わいせつな画像・動画の提示等を含みます。

- ① 面接日時：平日（月～金）の9時～18時（夜間・深夜等の呼び出しはない）
- ② 面接会場：法人内施設の会議室（限定）を使用いたします。
- ③ 連絡手段：メールまたは電話連絡以外の手段は使用しません。（SNS等での私的接触はいたしません）
- ④ 連絡担当：緊急性のあるものを除き、人事担当以外の職員は連絡しません。
- ⑤ 面接官：面接は必ず複数名で実施いたします。（1対1での不適切行為防止）
- ⑥ 求職活動におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口は以下となります。

事務部総務課 人事担当 稲住 慈大 TEL：028-660-0825／MAIL：inazumi@hokutokai.or.jp

事務部総務課 課長 杉山 仁美 TEL：028-660-0819／MAIL：syomu@hokutokai.or.jp

※説明会・インターンシップ・実習についても、原則として同様のルールを適用する。

(相談があった場合の対応)

- (1) 当法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、必要な範囲で関係者から事情を聴取します。
- (2) 当法人は、相談者・関係者のプライバシーを保護し、相談内容を業務上必要な範囲外に漏らしません。
- (3) 当法人は、セクシュアルハラスメントに該当すると認められる場合、行為者である労働者に対して就業規則等に基づき必要な措置を講じ、再発防止に努めます。
- (4) 当法人は、相談を行ったこと又は事実確認に協力し事実を述べたことを理由として、当該労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

(採用担当者等の研修)

採用担当者・面接官・インターンシップ受入部署の職員に対し、本ルールおよび求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に関する教育を行う。

